

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下、「PFI法」という。)第 7 条の規定に準じ、浜松市西部清掃工場更新事業(以下、「本事業」という。)を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じ、特定事業の選定に係る評価結果を公表する。

令和 6 年 3 月 22 日

浜松市長 中野 祐介

# 浜松市西部清掃工場更新事業

## 特定事業の選定について

令和6年3月

浜松市

# 1 事業概要

## (1) 事業名

浜松市西部清掃工場更新事業

## (2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

## (3) 公共施設の管理者の名称

浜松市長 中野 祐介

## (4) 事業目的

浜松市(以下、「本市」という。)では、平成 21 年 2 月より、「(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業」として、現在の西部清掃工場及び「古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBiO)」(以下、「水泳場」という。)における整備及び管理運営事業をDBO事業として実施した。

老朽化が進んでいる現施設について、運営・維持管理期間を令和 11 年 3 月までとし、同一敷地内の更新用地に新たな一般廃棄物処理施設(以下、「本施設」という。)を整備する。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営を行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

また、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、将来にわたり安定したごみの適正処理を行い、隣接する水泳場に安定した余熱供給を行うことでエネルギーの地産地消を進める。

## (5) 事業の内容

### ア 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託するDBO(Design-Build-Operate)方式とする。

### イ 事業期間

- ・設計・建設期間:特定事業契約締結日から令和 11 年 3 月まで(約 4 年)
- ・管理運営期間:令和 11 年 4 月から令和 31 年 3 月まで(20 年)

### ウ 事業の対象となる業務範囲

#### ① 設計・建設業務

- (ア) 設計業務(補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む)
- (イ) 建設業務(水泳場責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線に係る工事を含む)
- (ウ) その他関連業務(事業者が行うべき近隣対応、本市が行う手続き等の支援)

#### ② 管理運営業務

- (ア) 受付業務
- (イ) 運転管理業務

- (ウ) 維持管理業務(水泳場責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線の維持管理を含む)
- (エ) 環境管理業務
- (オ) 物品・用役調達業務(用役のうち、電力の調達を除く)
- (カ) 運搬業務
- (キ) 資源化業務
- (ク) 余熱利用業務
- (ケ) 啓発業務
- (コ) 情報管理業務
- (サ) 関連業務

## 2 本市が自ら事業を実施する場合とDBOで実施する場合の評価

### (1) 評価方法

本事業をPFI法に準じ、DBO事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて本市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・本市の財政負担見込額による定量的評価
- ・DBO事業として実施することの定性的評価
- ・事業者に移転するリスクの評価
- ・上記による総合的評価

なお、本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### (2) 本市の財政負担見込額による定量的評価

#### ア 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

#### ① 事業費などの算出方法

項目	本市が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
(ア)利用者収入などの算出方法	売電収入	同左	・プラントメーカーの見積等を基に設定。 ・本市が自ら実施する場合の収入、DBO方式として実施する場合の収入とも同額として設定。
(イ)本施設の整備に係る費用の算出方法	施設整備費	同左	・プラントメーカーの見積等を基に設定。 ・本市が自ら実施する場合であっても、設計・建設一括発注が想定されることから、本市が自ら実施する場合の費用、DBO方式として実施する場合の費用とも同額として設定。

項目	本市が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
(㌍)本施設の管理運営に係る費用の算出方法	管理運営費 ・人件費 ・点検補修費 ・用役費(水道・燃料・薬剤費) ・運搬費 ・資源化費	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等を基に設定。</li> <li>・DBO事業として実施する場合の費用のうち、点検補修費、燃料・薬剤費は、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。</li> <li>・DBO事業として実施する場合の費用のうち、人件費、水道費、運搬費、資源化費は、本市が自ら実施する場合の費用と同額として設定。</li> </ul>
(㌎)資金調達に係る費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金については、プラントメーカーの見積から対象額を設定し、1/2または1/3を乗じて設定。</li> <li>・起債については、交付金対象内については交付金を控除した額に対して90%、交付金対象外については75%を充当する。償還期間10年、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。</li> </ul>
(㌏)工事監理費用	工事監理費	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費等を踏まえ先行事例その他を基に設定。</li> </ul>
(㌐)その他の費用	用役費(電力) 発注経費 モニタリング費	用役費(電力) アドバイザー費 モニタリング費 SPC経費 SPC利益・法人税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行事例その他を基に設定。</li> </ul>

② VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
(㍑)割引率	1.3%	財務省の国債(10年債)における表面利率及びGDPデフレーター(平成11年～令和4年の24年間※)を用いて設定 ※本事業の契約期間
(㍑)物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
(㍑)リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Money の略。支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給する考え方のこと。ここでは、本市が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

#### イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本市が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額を現在価値換算のうえ比較した。

この結果、本事業を本市が自ら実施する場合に比べ、DBO事業により実施する場合は、事業期間を通じた市の財政負担額が1.65%縮減されるものと見込まれる。

項目	値
(ア)本市が自ら実施する場合 (現在価値ベース)	100.00%
(イ)DBO事業として実施する場合 (現在価値ベース)	98.35%
(ウ)VFM	1.65%

### (3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO事業により実施する場合、本市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

#### ア 施設整備及び管理運営の効率化

本事業では、事業者が本施設の施設整備及び管理運営を一貫して実施することにより、施設整備と管理運営の連携を図ることが期待できるとともに、効果的・効率的な事業の実施が可能となる。

#### イ 長期的な視点に基づく公共サービス水準の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、管理運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による公共サービス水準の向上が期待できる。

#### ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

### (4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスク管理に関するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

### (5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、1.65%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。